

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募並びに常続的 公示）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・ 応募者数	
P E法を用いた音波伝搬の高速計算手法に係る検討役務（その2） 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒2-2-1	令和6年8月7日	沖電気工業株式会社 東京都港区虎ノ門1丁目7番12号	7010401006126	本契約の履行に当たっては、PE法を用いた音波伝搬計算に係る開発技術及び水測予察器についての専門知識、技術が必要であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない。	21,835,000	-					9110
高速水槽曳引車制御部及びブレーキ装置のうちブレーキ装置の点検整備 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒2-2-1	令和6年8月9日	ナブテスコサービス株式会社 東京都品川区東五反田2丁目10番2号	9010701007284	本契約の履行に当たっては、「高速水槽曳引車制御部及びブレーキ装置のうちブレーキ装置」に係る製造技術及び点検整備に関する専門知識、技術を有していることが必要であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	1,065,900	1,056,000	99.07%					9517
高速水槽曳引車並びに電源装置（その1）本体等他の点検整備作業 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒2-2-1	令和6年8月26日	IHI運搬機械株式会社 東京都中央区明石町8番1号	8010001036712	本契約の履行に当たっては、「高速水槽曳引車並びに電源装置（その1）本体等」及び「高速水槽曳引車制御部及びブレーキ装置」に係る製造技術及び点検整備に関する専門知識、技術が必要であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	2,414,500	2,398,000	99.32%					9518
耐衝撃性試験装置のうち防音・防振部の修理 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒2-2-1	令和6年8月27日	株式会社IHI検査計測 東京都品川区南大井6丁目25番3号	4010701000913	本契約の履行に当たっては、耐衝撃性試験装置の機能、性能及び点検整備の知識並びに技術を有していることが必要であり、公募を実施したが、応募者が契約相手方1者のみであったため。（根拠法令：会計法第29条の3第4項）	5,288,800	5,288,800	100.00%					9519

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした会計法 令の根拠条文及び理由 （企画競争又は公募並びに常統的 公示）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の 区分	国所管、都 道府県所管 の区分	応札・ 応募者数	
高速水槽造波装置の点 検整備等作業 1 件	分任支出負担行為担当 官 防衛装備庁 艦艇装備研究所 総務課長 青木 陽介 東京都目黒区中目黒 2 － 2 － 1	令和6年8月28日	三井造船特機エン 지니어リング株式会 社 岡山県玉野市玉3 丁目1番1号	9010001038591	本契約は、契約履行に必要な製造図 書（製造図面、組立図及び作業標準並 びに検査要領等の企業所有資料）を 利用できる者が、三井造船特機エン 지니어リング株式会社のみであり、当該 契約にその製造図書を必要とすること から、履行可能な者が同社に限られる ため。なお、本件は、過去二箇年にわ たり調達を実施したところ、一者応募・ 応札となり、同社と契約を締結したもの である。また、本契約への新規参入者 を募る公示を常統的に行っているところ、当該公示に応募する者は現在確 認されていない。（根拠法令：会計法第 29条の3 第4項）	4,320,800	4,257,000	98.52%					9520

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。